# 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）で土木建築工事を行う場合ー手続きフローー

事業計画地に遺跡が確認され、その遺跡が工事によって破壊される場合、発掘調査を実施する必要があります。

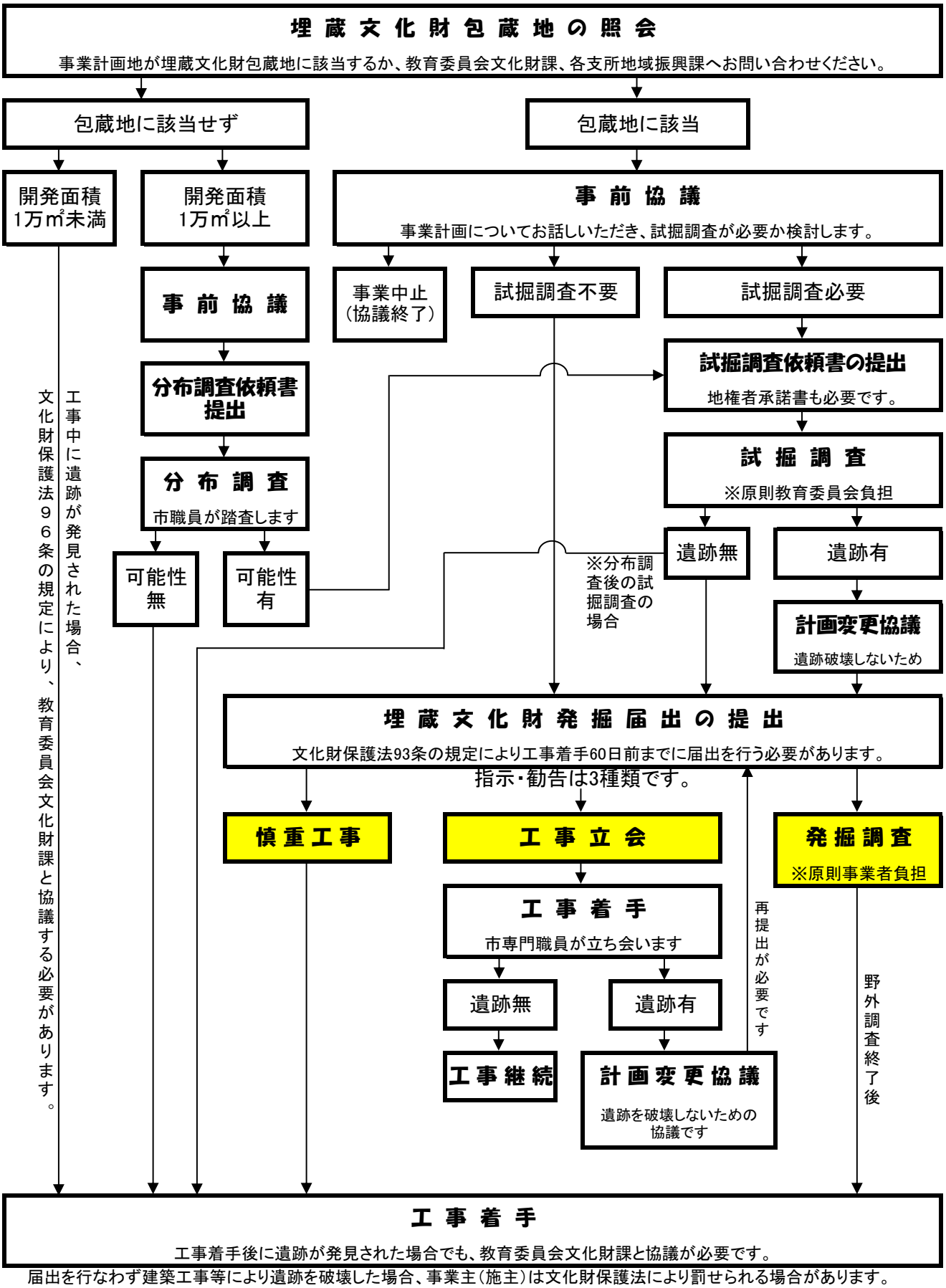


届出を行なわず建築工事等により遺跡を破壊した場合、事業主（施主）は文化財保護法により罰せられる場合があります。

※事業内容により国庫補助金が活用できる場合があります。事前に市教育委員会と協議してください。